

2024 年 11 月 28 日
北海道電力（株）
原子力事業統括部

風力発電施設と泊発電所の共存のための要望事項について（一部追記）

- 再エネ海域利用法に基づく北海道岩宇・南後志地区沖の沿岸に位置する泊村には、当社の泊発電所^{※1}を設置しています。
- 岩宇・南後志地区沖への発電用風車の設置に関しては、風力発電施設と泊発電所が共存できるよう、泊発電所の安全性に影響を与えないようにしていただくと共に、地域住民の健康を守る目的などで取り決められている協定に定める試料採取・評価等の活動に支障を来さないように配慮をお願いします。
具体的には以下の 2 点です。

① 漂流物による影響

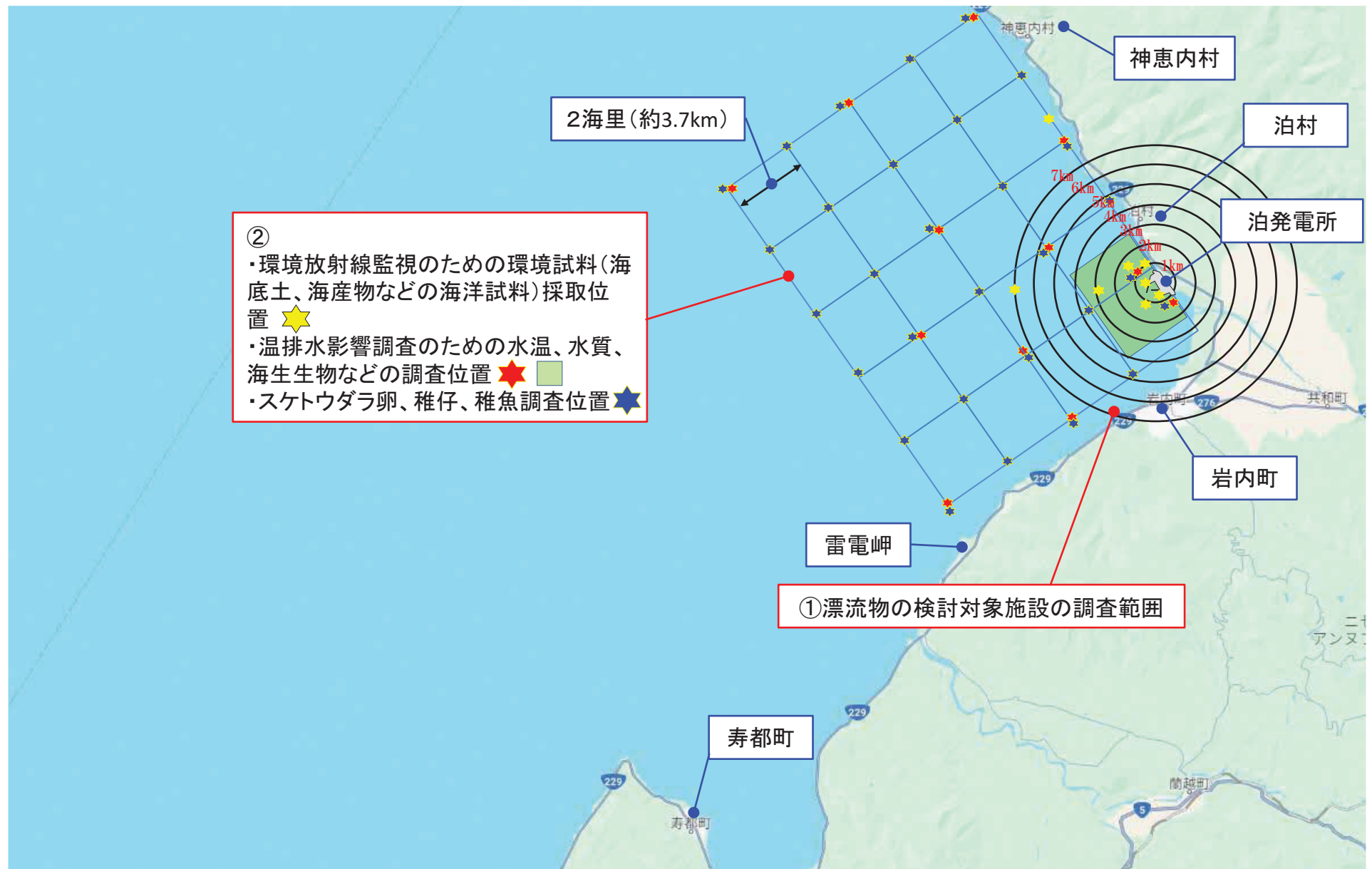
- ・ 津波が来襲した時においても泊発電所の安全性を確保するため、津波漂流物として冷却水の取水性や防潮堤の健全性に影響を与えないように泊発電所の安全確保のために必要となる距離^{※2}を設定しています。
- ・ 風力発電設備の設置においては、泊発電所の安全確保のために必要となる距離に一定程度の余裕を加えた範囲に発電用風車を設置しないこと、また、発電用風車の設置**工事着手～撤去工事完了**において、万一、それらが損傷により漂流物化したとしても安全確保のために必要な距離に到達させない実効性のある対策等について当社と協議することをお願いします。
- ・ 原子力発電所の継続的な安全性向上を実現するため、新知見などの反映により新規基準が改正された場合、泊発電所は、その改正内容に適合した状態とする必要があります。今後、泊発電所の安全確保のために必要となる距離を延長するなどの対応を要する場合には、別途その対応について**当社と協議すること**をお願いします。

② 安全協定への影響

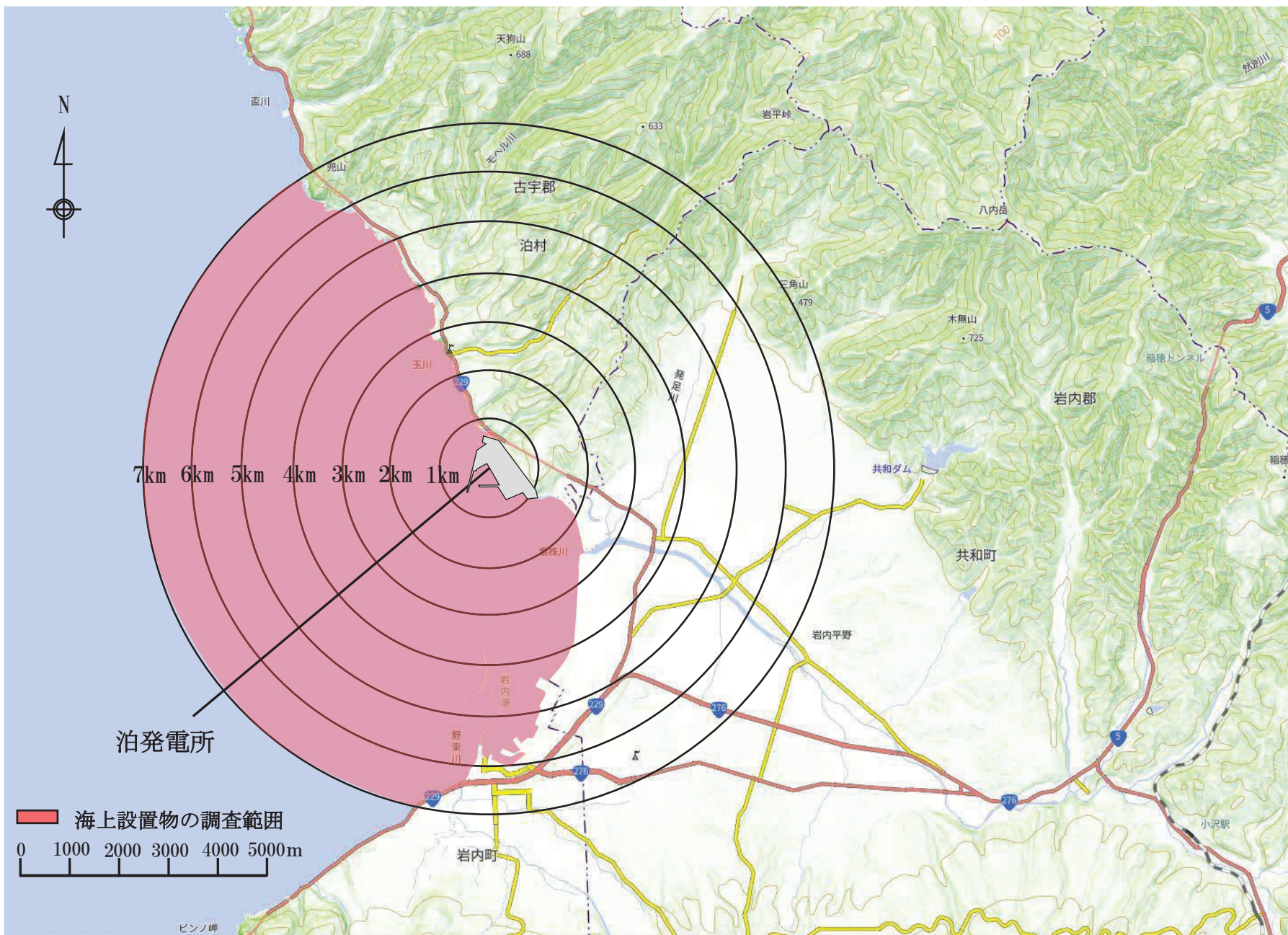
- ・ 北海道および地元 4 町村（泊村、共和町、岩内町、神恵内村）と北海道電力は、泊発電所周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図る目的で「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（安全協定）」を締結しています。
 - ・ その中で、発電所周辺の海域内の決められたポイントにおいて、定期的な環境放射線監視のための環境試料の採取や温排水影響調査を行うことが定められており、そのポイント周辺への発電用風車の設置においては、海域調査の継続性や採取データの連続性などの観点で影響が懸念されることから、安全協定締結者と協議することをお願いします。
- 添付図に①、②の詳細を示します。

- ※ 1 : 現在、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、泊発電所の安全性の向上を図るために、原子力規制委員会が定めた新規制基準に適合させるための審査を受けると共に、各種安全対策を実施しています。
- ※ 2 : 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において 7km と説明済みではありますが、本件の審査は継続していることから、今後変動する可能性があります。

添付図1(広域)



添付図2(狭域)



海上設置物の調査範囲

(審査会合資料より抜粋)